

(4) 利用者が居宅サービス計画を自己作成する場合について

○利用者が自己作成による「居宅サービス計画」を希望する場合においても、

- ・ 「サービス利用票」等の帳票作成業務が適切に実施される必要があること
- ・ 計画作成後のサービス実施月間での適切な限度額上限管理が行われる必要があること
- ・ 月を単位とし、計画作成業務が継続的に実施される必要があること

等、「居宅サービス計画」は、居宅介護支援事業者において作成されるものと考えているため、まず、

- ① 市町村等が居宅介護支援事業者への紹介、仲介等を行うものと考えているが、それに抛り難い場合には、
- ② 行政(市町村)窓口における「居宅サービス計画」の作成(一次ページ図参照)
- ③ 在宅介護支援センターにおける「居宅サービス計画」の作成

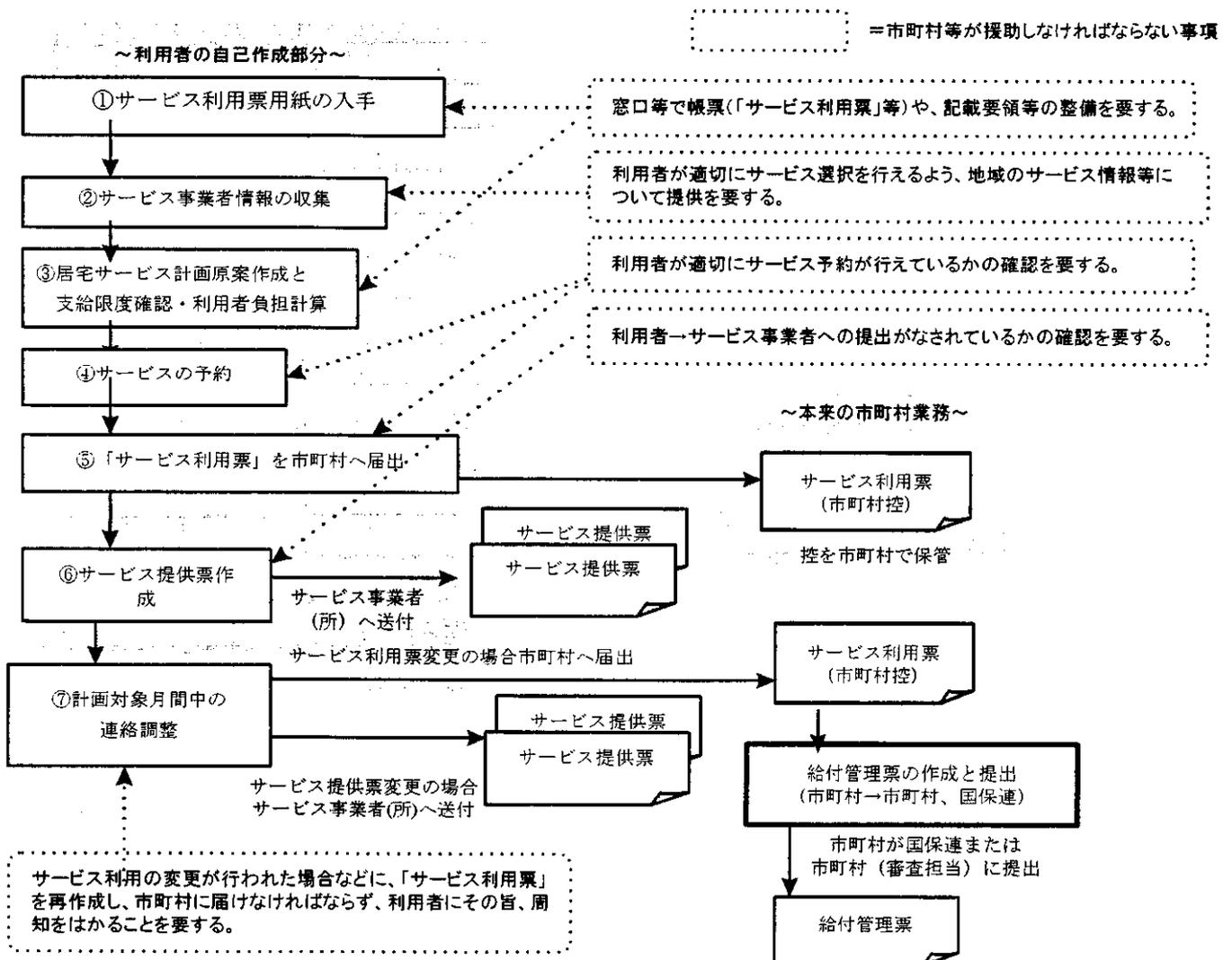
等、可能な限り、利用者の負担を軽減するための方策を講じ、対応するものと考えている。

○なお、上記①において、市町村等が居宅介護支援事業者の紹介、仲介等行う場合においても、

- ・ 介護保険のパンフレット等を活用した「居宅サービス計画」作成の必要についての説明
- ・ 近隣の居宅介護支援事業者等の住所、連絡先等についての情報提供(事業者リスト等)

などにより、利用者の意思に基づき、適切な居宅介護支援事業者の選択が行われるよう注意していただきたい。

(参考)仮に利用者本人が自己作成で行う場合、市町村等による援助が必要と想定される事項について



～市町村の支援による自己作成居宅サービス計画の作成例～

